

2017年12月22日 県政記者クラブ会見内容

福島県教職員組合

本年6月に文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会に諮問された「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」、いわゆる「学校での働き方改革」に関する「中間まとめ」が、本日12月22日15:00から行われる予定の中央教育審議会に答申される運びとなりました。私ども福島県教職員組合は、福島県内小中学校の教職員を中心として組織しております職員団体でありますので、福島県の小中学校教育現場の状況を踏まえながら、審議会に先立ちまして見解を述べさせていただきます。

「中間まとめ」(案)の中にも示されております通り、「教師の長時間勤務の是正は待ったなし」の状況です。特に福島県内においては、2011年3月の東日本大震災、ならびに東京電力福島第一原子力発電所起因の原発災害の対応と復興に、この6年あまりの期間、最重点課題として取り組まざるを得ない不幸な事態が続いており、学校をめぐる対応は進んでいるとは言いがたい状況にあります。

私どもは今年4月の県教育委員会交渉時に、全県小中学校を中心に550を超える学校から「教職員の多忙化を排除し、勤務・労働条件の改善を求める分会決議」を集約し、県教委に提出したところです。その際の学校現場教職員の切実な声は、抜粋ではありますが、資料8ページにございますのでご覧ください。

福島県教育委員会が9月15日に発表した、教員の勤務実態調査結果をみても、教員の1日あたりの労働時間は、「ブラック」との認識が広がっている全国の学校を対象とした2016年の文部科学省調査結果を、平日・土日とも、ほとんどの職種で上回っています。資料7ページに県教委が公表した資料がありますのでご覧ください。

労働者の労働条件に関する最低基準を定める労働基準法：第32条「1週間について40時間を超えて労働させてはならない」をはるかに超える労働を強いられており、限界に達しているといっても過言ではありません。

原発災害の影響は現在でも深刻です。子どもたちに対する放射線教育、給食の放射性物質検査、災害に起因するとされる体力低下、肥満傾向への対応、虫歯予防、不安を持つ保護者への対応、震災により環境の変化が生じた家庭の子どもへの対応、さらには子どもたちに向けた震災復興事業にも学校が関わらなければならない状況が続いています。これら、震災対応に加えて、被災地福島県だからこそ頑張らなければならないとされる学力向上施策、そして全国スタンダードの教育施策が国や県から次々と出されています。福島県内の教職員の長時間労働が全国平均を上回るのは当然の事態です。

私どもが憂慮するのは、福島県内教職員の「頑張り」が、今後長期間にわたり継続可能であるのか、教職員の「バーンアウト状況」が子どもたちへの悪影響につながらないかということです。現在福島県内で働く教職員のほとんどは、自らも東日本大震災、原発災害の被災者でもあります。この6年あまり、気を張って働き続けていますが、年を重ねるごとに体力・気力が摩耗し「バーンアウト」(燃え尽き症候群)化する恐れが多分にあります。現在でも日常の、目の前の子どもの対応でアップアップの状態です。子どもたちの10年先、20年先の未来を俯瞰した教育が困難になってきているのではないのでしょうか。

2008年頃を境とした「脱ゆとり教育」推進と2011年の震災・原発災害とが相まって、福島県内の学校は全国的にも極めて厳しい状況にあると言わざるを得ません。

これまでも、私どもは県教育委員会と教職員の長時間労働の解消について交渉、協議を重ねてきています。今年度は特に、新学習指導要領の先行実施により、英語教育の教科化に伴う授業時数増、小学校4年生から中学校と同じ授業時数を実施することになるのですが、小学校の勤務状況改善に重点を置いて交渉・協議を行っています。全国的には中学校・高校の部活動問題がクローズアップされています。これも重大な問題であります。小学校の勤務実態も看過できない状況にあります。その詳細については後ほど、書記長の國分からご説明いたします。

最後に、今月末に中央教育審議会で答申予定の「中間まとめ」について見解を述べさせていただきます。これまで9回にわたる中央教育審議会「学校における働き方改革特別部会」での審議は、実際に部会を傍聴したり、議事録を収集したりして、概略を把握しております。

教員の働き方に関して、中央教育審議会で議論されることは異例であり、学校と子どもたちにとって喜ばしいことではあると認識しておりますが、以下の点で不十分であると思われれます。

第1点に、現在学校が担っている業務を整理・分担していくことは必要ですが、社会的基盤が首都圏に比べて脆弱な地方において、特に原発災害に苦しむ福島県内において、どのような機関が、そして誰が担うのかという具現性に欠けるという点です。「中間まとめ」の中でも環境整備について言及されていますが、苦しい地方財政にあえぎ、過疎化が進行する福島県内においては、そう簡単なことではありません。

2点目は、今回の「中間まとめ」では授業を日常的に行っている、職名でいえば「教諭」を中心に議論されていますが、小中学校だけでも、同じ学校で支えあいながら働く、養護教諭・栄養教諭・学校事務職員・栄養職員・司書補等、「教諭」以外の職の業務改善については全くと言っていいほど考慮されていません。それどころか、「チーム学校」の推進を合言葉として、学校事務職員の業務量を増加させるかのような表現も見られます。現在の学校で働く職員はすべてが自分の職責を果たすために精一杯であり、教職員数の大幅な増加がなければ、「チーム学校」構想は「絵に描いた餅」となりかねません。支援スタッフの導入による業務の効率化には限界があると思われれます。福島県内において、「チーム学校」を実効性あるものとする支援スタッフがどれだけ拡充できるかも、疑問が残ります。

3点目に、これが今回の「中間まとめ」最大のウイーク・ポイントと思われる点です。教員の授業準備、学習評価のための時間の確保についてです。「中間まとめ案」の10ページをご覧ください。下から2番目の○(まる)、「小・中学校ともに「授業」に従事する時間が増加していることから、平成20年に学習指導要領を改訂して以降、授業時数が増加しているにもかかわらず、教師一人一人の持ち授業時数を減らすという観点での教職員定数の改善が十分ではなかったのではないかと」という「勤務の長時間化の要因」が指摘されているにもかかわらず、その方策が極めて脆弱である点です。「中間まとめ案」の28ページには「㊟授業準備」、「㊠学習評価や成績処理」についての記載がありますが、私どもの現場感覚として、教員の「本来業務」とされている授業の実施に当たって、この「中間まとめ」で指摘している14の観点からの改善が順調に進んだとしても、「教師一人一人の持ち授業時数を減らすという観点」からの改善案が示されなければ抜本的な解消には至らないのではないかと考えます。

現在の小中学校では旧来の、教員が教科書を片手にした講義型授業は成立しません。まず、子どもたちがじっとしていません。新学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を明記しています。しかし、新学習指導要領で指摘されるまでもなく、すでに現在の小中学校の授業は子どもたちの主体性、体験性を重視した授業形態にシフトしています。教員は子どもたちの興味・関心を

高め、学びの意欲を高めるための授業準備に毎日苦心しています。1時間の授業を成立させるための準備は並大抵なものではありません。県教委の調査結果でも、教員が授業の実施時間を除いて、一番時間を費やしているのが「授業準備」と「成績処理」です。これは当然のことです。しかし、現状ではこの最低限の時間すら、勤務時間内に確保することが困難なのです。勤務時間内での授業準備時間の確保、さらには授業のアセスメントを検証する時間確保の視点からの内容が全く不十分です。これは特に、ひとりの学級担任がほぼ全授業、全教科を担当する小学校で顕著な問題です。最終答申に向けて、実効性ある、抜本的、具体的な方向性の提起を強く求めます。

4点目に、今回の「中間まとめ」では、学校が多く業務を抱え込んでしまった、教員の長時間労働の最大の原因とも考えられる「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」いわゆる「給特法」の是非についての論点が希薄であることです。

「給特法」により教員には「教職調整額」が支給されます。給料の4%分が支給され、期末勤勉手当、退職金にも反映され、教員の収入のほぼすべてに関係するものです。しかしまた「給特法」の規定によって、最低限の授業準備等の欠かせない業務であっても、勤務時間外での労働は「自主的・自発的行為」とみなされます。したがって教員に残業手当は支給されません。「教職調整額」の4%は、1971年の「給特法」制定当時の学校の超過勤務時間、月当たり約8時間かもともなっています。今年度の福島県教育委員会の調査によれば、福島県内の小中学校教員の月当たりの時間外労働は80時間以上。これは過労死基準にも相当するわけですが、制定当時の10倍を超えています。教員の時間外労働のほとんどは「自主的・自発的」なものではなく、教員としての最低限の職責を果たすための労働です。「給特法」の規定により、残業手当の支給という予算上の歯止めがない状況で、教員が、いわば「定額つかい放題」状態となり、学校が、さまざまな教育要求を引き受けてしまったという背景があります。現行の状態では教員に残業手当を支給するとすれば、日本全国で約1兆円の経費が必要との試算もありますから、国としても触れたくない内容なのかもしれません。しかし、持続可能な学校運営、教育の質の向上を考える上で、「給特法」の問題に関する議論は必要欠かさざるものと認識しています。

福島県内の教職員の長時間労働是正のために、福島県教育庁内で「多忙化解消プロジェクトチーム」による議論を重ね、18年3月までに「アクションプラン」を制定するとしています。非公開で行われている議論ですので、進捗状況をうかがい知ることはできませんが、ぜひとも学校現場の切実な声を反映した、実効性のある「アクションプラン」を作成していただきたいと思っております。

教職員の長時間労働の解消は、教職員だけの問題ではなく、子どもの教育に関わる重大な問題であり、子どもたちの今と未来に関わる問題でもあります。言うまでもなく、保護者や地域の皆さんと共に解決していかなければなりません。是非とも報道各社の皆さんを通して、広く、多くの方々に伝えていただきますよう、お願いいたします。

私どもとして、今回の「学校での働き方改革」は、福島県の学校教育の根幹に関わる重要課題と認識しております。3月の福島県教育庁による「アクションプラン」の発表時や、スポーツ庁が作成予定の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」公表時等々、折に触れて会見させていただき予定しておりますので、多様な側面からの報道の材料としていただければ幸いです。また、取材に関しましても、書記長：國分が窓口となっておりますので、遠慮なくお問い合わせいただきたいと思います。ありがとうございました。